

県立都市公園等における地震・風水害・その他災害応急対策に関する業務基本協定

一般財団法人千葉県まちづくり公社（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県電業協会（以下「乙」という。）とは、甲の管理する千葉県立都市公園等において地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合の防止及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）の施行に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する千葉県立都市公園等の電気設備、電気器具又は配線（以下「公園施設等の電気設備」という。）の機能の確保及び回復のため、甲と乙との基本事項を定め災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を施行する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲は、乙の会員以外の電気工事業者に対しても必要と認めた場合は、協力を要請することができる。

（災害応急業務の内容）

第3条 甲が乙に対し要請を行う災害応急業務は、災害の発生が予想される場合の要員の配置並びに災害発生後における公園施設等の電気設備の損壊箇所等の被害状況把握と甲への報告及び応急措置・応急復旧工事とする。

（協力体制）

第4条 乙は、甲と協議の上、災害応急業務を速やかに施行するための者（以下「施工業者」という。）を「千葉県建設工事等入札参加者資格者名簿」に登録されている者の中から、あらかじめ定めておかななければならない。

2 乙は、甲と協議の上、施工業者が災害応急業務を実施する施行区域をあらかじめ定めておかななければならない。

（災害補償）

第5条 第2条の規定により、災害応急業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となった場合の、本人またはその遺族若しくは、被扶養者に対する損害補償は、「労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとする。

（細目協定）

第6条 この基本協定を実施するための細目については、甲と協議の上、協定を結ぶものとする。

（協定の期間及び更新）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって、この協定を変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されたものとする。なお、平成27年度においては、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

（雑則）

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じた時、又はこの協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（附則）

この協定は、平成28年2月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成 28 年 / 月 25 日

甲 千葉市中央区北見町3番1号  
一般財団法人千葉県まちづくり公社  
理事長 ちばま 塚 稔

乙 千葉市中央区中央港1-13-1  
一般社団法人千葉県電業協会  
会長 五十嵐 治美